

## 住民基本台帳ネットワークシステムに係る本人確認情報の管理及び提供等に関する事務の「特定個人情報保護評価書（全項目評価書）」（案）の概要

### 1 評価書名

住民基本台帳ネットワークシステムに係る本人確認情報の管理及び提供等に関する事務 全項目評価書

### 2 特定個人情報を取り扱う事務及びシステムの概要

#### （1）事務名称

住民基本台帳ネットワークシステムに係る本人確認情報の管理及び提供等に関する事務

#### （2）事務内容

- ① 磁気ディスクによる特定個人情報ファイルの管理
- ② 市町村からの本人確認情報に係る変更の通知に基づく特定個人情報ファイルの更新及び地方公共団体情報システム機構（以下「機構」という。）への通知
- ③ 三重県知事から三重県の他の執行機関への本人確認情報の提供又は他部署への移転
- ④ 住民からの請求に基づく当該個人の本人確認情報の開示及び開示結果に基づく住民からの本人確認情報の訂正、追加又は削除の申出に対する調査
- ⑤ 機構への本人確認情報の照会

#### （3）対象人数

30万人以上（評価書における区分）

#### （4）使用するシステム名称

住民基本台帳ネットワークシステム（以下「住基ネット」という。）

#### （5）担当部署

三重県地域連携部市町行財政課

### 3 特定個人情報ファイルの概要

#### （1）特定個人情報ファイル名

都道府県知事保存本人確認情報ファイル

#### （2）対象の本人の範囲

三重県内の住民

#### （3）記録される項目

個人番号、4情報（氏名、性別、生年月日、住所）、その他住民票関係情報

#### （4）保有開始日

平成14年8月5日（個人番号は平成27年6月1日）

#### （５）特定個人情報ファイルの取扱いの委託

- ・都道府県サーバの運用及び監視に関する業務を機構に委託する。  
委託する業務は、本人確認情報に直接係わらない（本人確認情報に直接アクセスできず、閲覧・更新・削除等を行わない）業務を対象とする。
- ・代表端末及び業務端末の運用管理支援業務を日本電気株式会社三重支店に委託する。

委託する業務は、本人確認情報に直接係わらない（本人確認情報に直接アクセスできず、閲覧・更新・削除等を行わない）業務を対象とする。

#### （６）特定個人情報の提供・移転

提供先1 地方公共団体情報システム機構

（法令上の根拠：住民基本台帳法第30条の7）

提供先2 三重県の他の執行機関

（法令上の根拠：住民基本台帳法第30条の15第2項）

提供先3 住民

（法令上の根拠：住民基本台帳法第30条の32）

移転先1 三重県の他の部署

（法令上の根拠：住民基本台帳法第30条の15第1項）

### 4 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策の概要

#### （１）特定個人情報の入手

##### ① 対象者以外の情報の入手を防止するための措置の内容

特定個人情報の入手手段は、市町村において厳格な本人確認が行われることが前提の上で、市町村CS（コミュニケーションサーバ）からの本人確認情報更新要求の際に通知される本人確認情報のみによる。

##### ② 入手の際に特定個人情報が漏えい・紛失するリスクへの対処

機構が作成・配付する専用のアプリケーションを用いる、市町村CSと接続するネットワーク回線に専用回線を用いる、情報の暗号化を実施する等の措置を講じる。

#### （２）特定個人情報の使用

##### ① 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対応

生体認証による操作者認証を行う、操作者登録やアクセス権限の付与はシステム管理者が処理する、操作者名簿等により適切に管理する等の措置を講じる。

##### ② 従業者が事務外で使用するリスク

システムの操作履歴を記録・保管する、操作履歴の定期的なチェック・確認

を行う、操作者研修による業務目的外利用の禁止の周知・徹底を図る等の措置を講じる。

### (3) 特定個人情報ファイルの取扱いの委託

#### ① 特定個人情報ファイルの閲覧者・更新者の制限

・都道府県サーバの運用・監視業務の委託先である機構にはファイルの閲覧・更新権限を与えておらず、再委託先も含め、ファイルを提供する場合はシステムで自動的に暗号化し、システム設計上、特定個人情報へのアクセス、閲覧・更新出来ない仕組みとする。

・代表端末及び業務端末等の運用管理支援業務の委託先は入札参加資格として信用と能力を条件に選定し、契約書において、個人情報の保護、セキュリティ確保のための責任者体制、技術的要件等を定めている。

・委託契約の締結後、必要に応じて実地監査等を行い、取扱状況と管理体制の把握を行う。

#### ② 委託契約書中の特定個人情報ファイルの取扱いに関する規定

- ・秘密の保持義務
- ・個人情報の目的外利用の禁止
- ・責任体制の整備
- ・委託契約終了後の個人情報の返還、廃棄又は消去
- ・漏えい事案等が発生した場合の委託先の責任
- ・従業者に対する監督・教育の実施
- ・契約の遵守状況について報告
- ・事故発生時の対応
- ・実地監査等ができる

等を契約書に定め、三重県と同様の安全管理措置を義務づける。

### (4) 特定個人情報の提供・移転

#### ① 不正な提供・移転が行われるリスクへの対処

特定個人情報の提供・移転を行う際に、提供・移転の記録（提供・移転日時、操作者等）をシステム上で管理し、7年分保存する。なお、システム上、処理を行ったものの提供・移転が認められなかった場合についても記録を残す。

#### ② 不適切な方法で提供・移転が行われるリスクへの対処

全国サーバと都道府県サーバの間の通信では相互認証を実施しているため、認証できない相手先への情報の提供はなされないことがシステム上担保される。また、三重県の他の執行機関への提供及び他の部署への移転のため、媒体へ出力する必要がある場合には、逐一出力の記録が残される仕組みを構築する。

## (5) 特定個人情報の保管・消去

### ① 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対処

・都道府県サーバの集約センターにおいて、監視カメラを設置してサーバ設置場所への入退室者を特定し、管理するとともに、サーバ設置場所、記録媒体の保管場所を施錠管理する。

・端末機が置かれている部屋（端末機収納ラック）、記録媒体の保管場所を施錠管理するとともにディスプレイは来庁者から見えない位置に設置する。

・サーバ室へ電子記録媒体等の機器類を持ち込む際は、事前に責任者に申請書を提出し、承認を得ている。

### ② 特定個人情報が消去されずいつまでも存在するリスクへの対処

・住民票の記載の修正前の本人確認情報（履歴情報）及び消除者の本人確認情報は法令（住基法施行令第30条の6）に定める保存期間を経過した後にシステム的に消去する。

・磁気ディスク及び帳票は、管理手順に基づき事前に管理者の承認を得てから、専用ソフトによるフォーマット、物理的粉碎・焼却・裁断等により廃棄する。

## 5 その他のリスク対策

### (1) 自己点検・監査

住基ネット設置・利用所属において任命されているセキュリティ責任者（ないし所属長）によって、年1回、チェックリストを活用した自己点検を行い、結果の提出を受けるとともに、必要に応じて、現地確認等を行い、セキュリティの確保に努める。

### (2) 従業者に対する教育・啓発

・住基ネット端末設置・利用所属において新規に操作担当者となる者を中心に毎年度「セキュリティ研修」を複数回実施し、受講しないと操作者になれないこととしている。また、セキュリティ対策規程等の重要な見直しがあった場合などは、必要に応じ、既存の操作者も含めて随時研修を実施する。

・日頃からの注意事項の徹底を図るため、庁内電子掲示板に関係要領等を掲載し、操作担当者がいつでも確認できるようにしている。

・年1回、すべての住基ネット端末利用所属の所属長等責任者を対象にセキュリティ会議を開催し個人情報保護の徹底、セキュリティの確保について徹底を図る。